

後期高齢者の歯科健康診査

(口のフレイル健診) について

後期高齢者医療制度では、**高齢者の身体機能の低下（フレイル）**につながる**口腔機能の低下**や肺炎等の病気を予防するため、後期高齢者歯科健康診査（口のフレイル健診）を行っています。※通常の歯周病等検査に、しゃべる・飲み込む等の検査を追加しています。

「固いものが食べにくくなった」「飲み物でむせることがある」などの状態を放置すると、フレイルや誤嚥（ごえん）からの肺炎など危険な状態になることがあります。元気で充実した生活を過ごすためにも、ぜひ受診しましょう。



【対象者】**鳥取県内にお住まいの鳥取県後期高齢者医療制度の被保険者の方**

ただし、医療機関又は介護施設等に入院（入所）している方は除きます。

【健診内容】①問診 ②口腔内診査（歯の状態・咬み合せの状態・口腔清掃状態）

③咀嚼機能評価（^{そしゃく}噛む力）※検査用のグミを30回噛んで吐き出してチェックします

④舌機能評価（舌の動き）※「パ」や「カ」を5秒間に何回言えるかチェックします

⑤嚥下機能評価（^{えんげ}飲み込む力）※30秒間でつばを何回飲み込めるかチェックします

【受診費用】**無料**

【受診場所】**鳥取県内の歯科医院**

（※受診可能な歯科医院の一覧表は、受診券と一緒に送付します。）

【受診方法】

- ① 歯科健診を希望の方はお住まいの市町村役場（後期高齢者医療保険担当窓口）又は広域連合までお申し込みください。（電話可 ☎0858-32-1095）
- ② 広域連合から『受診券』が届きます。
- ③ 同封された「受診可能な歯科医院の一覧表」の中から、ご自分で健診実施歯科医院にご予約ください。〈ご予約の際は、「後期高齢者の歯科健診の予約」とお伝えください。〉
- ④ 予約された日に、保険証（資格確認書）、送られた受診券を持って受診してください。

【受診期間】**令和8年6月1日（月）～令和9年1月30日（土）**

【その他注意事項】

- 歯科健診は、同じ年度内に1回のみです。
- 歯科健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料（保険診療）となりますので、十分な説明を受け、ご承諾の上で治療を受けてください。
- 健診結果は、市町村が行う保健指導事業、介護予防事業及び疾病予防事業に活用しますのでご了承ください。



後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせは…

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字龍島 500 番地

鳥取県後期高齢者医療広域連合 業務課（電話0858-32-1095）